

固定資産税課税免除申請の手引き

香取市役所 税務課 資産税班 0478 (50) 1223

I 固定資産税の課税免除

(1) 香取市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例に基づく課税免除

香取市では、過疎地域の持続的発展を目的に、対象地域において製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備を取得等した場合は、申請により固定資産税の課税免除の適用を受けることができます。

当該課税免除の適用にあたっては、提出書類一覧に記載されている書類を添付して、固定資産税の課税免除を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日までに課税免除申請書を提出する必要があります。(ただし、令和6年1月2日～令和6年3月31日取得の資産については令和6年4月1日までに申請)

※過疎地域における固定資産税の課税免除は令和6年3月31日までに取得した資産が対象となります。

※取得してから一定期間経過している固定資産に係る申請については、課税免除ができない場合があります。

※申請は、課税免除を受ける期間、毎年行っていただく必要があります。(次年度以降の提出書類は課税免除申請書(様式第1号および固定資産明細書)のみ、その他の書類の提出は必要ありません。)

(2) 要件

対象地域	佐原地域、山田地域、栗源地域
課税免除対象者	<p>青色申告をしている法人又は個人であって、上記対象地域に以下の各要件を満たす資産の取得等 ※をした者</p> <p>※取得等とは・・・取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替えをいう。)のための工事による取得又は建設を含みます。ただし、資本金額が5,000万円超の法人については、新設、増設 ※ したもののみが対象となります。</p> <p>※新設、増設とは</p> <p>【新設】製造業などの対象業種における事業の用に供する施設や生産設備等を市内に有しない者が、対象地域に生産設備等を設置する場合があります。</p> <p>【増設】製造業の対象業種における事業の用に供する施設や生産設備等を既に市内に有する者が、他の当該施設や生産設備等を対象地域に設置する場合があります。</p>

対象業種	<p>製造業、旅館業(下宿営業を除く)、農林水産物等販売業※、情報サービス業等※</p> <p>※農林水産物等販売業とは・・・</p> <p>対象地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業を言います。</p> <p>(例)観光客向けの農林水産物の直売所、農家レストランなど</p> <p>※情報サービス業等とは・・・</p> <p>①情報サービス業、②有線放送業、③インターネット附随サービス業、 ④「商品、権利、役務」に関する「説明や相談、商品や権利」の「売買契約、役務」を有償で提供する契約についての「申込み、申込みの受付、締結、これらの契約の申込み、締結の勧誘」の業務、⑤新商品の開発、販売計画の作成等に 必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務を言います。</p>				
対象資産	令和4年4月1日から令和6年3月31日までに取得した固定資産				
			対象資産		
			土地	家屋	償却資産
	業種区分	製造業 旅館業 情報サービス業等 農林水産物等販売業	建物の敷地である土地	事業に係る建物及びその付属設備	工場用の建物など ホテル用、旅館用、簡易宿泊用の建物など 作業所など 無人販売所、売店など
設備投資規模	家屋・償却資産の取得価格の合計額が以下の表区分の額以上のもの				
			個人	法人	
				資本金規模	
				0万円～5,000万円	5,000万円～1億円
業種区分	製造業 旅館業 情報サービス業等 農林水産物等販売業	500万円	500万円	1,000万円	2,000万円
			500万円	500万円	
※土地は課税免除の対象資産となりますが、この取得価格の判定には含めません。					
適用条件	<p>土地については、取得日の翌日から起算して1年以内に課税免除対象となる建物の建設着手があった場合に限りです。</p> <p>土地取得日=所有権移転した日(登記の受付日)</p> <p>建設着手日=工事着工日(工事請負契約や建築確認申請済証で確認できる日)</p>				
課税免除内容	対象資産に係る固定資産税を3年間課税免除します(減免率100%)				

(3)その他

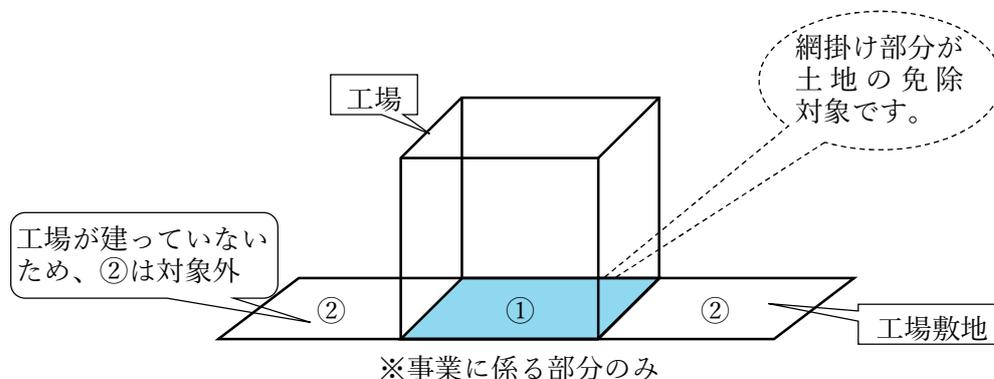
このほか、法人税、所得税、事業税、不動産取得税の特例があります。

詳細は、法人税、所得税については管轄税務署に、事業税、不動産取得税については千葉県税務課（043-223-2114）にお問い合わせください。

II 課税免除の対象となる固定資産

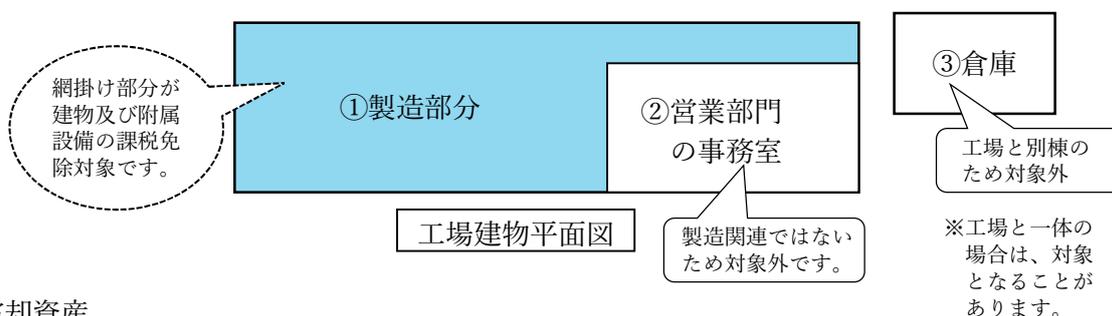
(1)土地

- 1 取得の日の翌日から起算して1年以内に課税免除対象となる建物の建設の着手があったものです。
- 2 (2)に掲げる課税免除の対象となる建物の垂直投影面積分となります。
- 3 以下のような場合①が免除対象、②は免除対象外となります。



(2)建物及びその附属設備

- 1 事業の用に供されている部分に限ります。
- 2 以下のような場合①が免除対象、②及び③は免除対象外となります。



(3)償却資産

- 1 事業（製造）の用に供される「機械及び装置」に限ります。
- 2 既存施設の取替又は更新のために生産設備の増設をした場合においては、その新增設により生産能力、処理能力が従前に比しておおむね30%以上増加した部分に係わるものに限ります。

課税免除の対象となる施設（製造業）

	施 設	対 象
工場と同じ棟	製造及び製造関連施設	
	製造のライン	○
	製造工程の一部である試験検査施設	○
	従業員食堂（厨房を除く）・休憩室・更衣室	○

	製造工程以外の試験検査施設	△
	梱包作業場	△
	出荷作業場	△
	事務室	△
	事務室の従業員用の食堂・休憩室・手洗い	△
	倉庫（作業場でも製品・部品置き場の部分は倉庫とみなす）	△
製造関連でないもの		
営業部分の事務室	×	
営業に関連・付随する部屋等（ショールーム）	×	
食堂等テナントに貸し付けている施設	×	
工場と別棟	機械室（工場用の耐用年数を用いるものに限る）	○
	工場の構内にある駐輪場・守衛所・詰所等（同上）	○
	事務棟・管理棟	×
	職員宿舎	×
	倉庫	×

- 1 製造の用に供する施設（○印）のみが対象となります。
ただし、1棟のうちに製造の用に供する施設以外のものがある場合には、建物面積のうち（○印）の施設の面積が50%以上である場合には、製造関連施設（△印）も対象となります。50%未満の場合には、（○印）の施設のみが対象となります。
- 2 （×印）の施設は対象外です。

課税免除の対象となる施設（旅館業）

	施 設	対 象
旅館と同じ棟	旅館用施設及び旅館関連施設	
	客室	○
	フロント・事務室	○
	浴室・サウナ室	○
	添乗員室	○
	配膳室・厨房・パントリー	○
	リネン室・倉庫	○
	宴会場	○
	レストラン・ラウンジ・喫茶コーナー・プール・ジム	○
	その他宿泊客が利用する施設	○
旅館と同じ棟	旅館関連でないもの	
	結婚式場	×
	居宅	×
旅館と別棟	ゴルフ場関連施設（カート置き場、キャディー室等）	
	機械室（旅館の耐用年数を用いるものに限る）	○
	旅館の構内にある守衛所・詰所等（同上）	○
	車庫・浄化槽上屋等（同上）	○
	事務棟・管理棟	×
	職員宿舎	×
	倉庫	×

1 (×印) は面積の如何にかかわらず、対象になりません。

Ⅲ 提出書類一覧

提出書類	詳細
申請書	【市様式】 ◎固定資産税の課税免除申請書（第1号様式）
添付（1）： 事業者の概要	【市様式】 ◆事業者の概要 【業種を確認できる書類】 ◆法人登記簿謄本の写し ◆企業案内パンフレット等 【青色申告をしていることが確認できる書類】 ◆青色申告書の写し [個人] 確定申告書B第1表 [法人] 法人税申告書別表1（1）
添付（2）： 対象となる固定資産の明細	【市様式】 ◎土地明細書（市様式） ◎家屋明細書（市様式） ◎償却資産明細書（市様式）
添付（3）： 取得価額を証する書類の写し	【土地・家屋】 ◆登記簿謄本の写し ◆土地及び家屋の取得に係る契約書の写し ◆家屋の引渡書の写し 【償却資産】 ◆契約書、請求書、領収書等の写し ◆機械の仕様書等の写し ◆青色申告添付書類の写し ※家屋も含め [個人] 青色申告決算書 [法人] 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（別表16） 及び 特別償却の付表の写し
添付（4）： 家屋平面図及び償却資産の配置図	【家屋】 ◆平面図（位置図、配置図）、立面図 ※課税免除対象部分と対象外部分が混在する場合は、対象部分を朱書き等により明示してください。 【償却資産】 ◆機械及び装置の配置図 ◆配置している状況がわかる写真
添付（5）： 納税証明書等	【未納のないことを確認できる書類】 ◆香取市税務課で取得する「未納のないことの証明書」
添付（6）： その他	【特別償却をしていない理由が確認できる書類】 ◆特別償却不適用理由書（市様式） ※特別償却をしていない場合のみ提出

◎は毎年度提出が必要な書類、◆は初年のみ提出が必要な書類

※産業振興機械等の取得等に係る確認の手続きで、市に提出済の書類については省略可能

別記

第1号様式（第2条）

令和6年1月26日

香取市長 様

申請者 住所 香取市佐原口2127番地
氏名 香取商工業株式会社
代表取締役 香取 太郎
電話番号 0478-54-1111

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

固定資産税の課税免除申請書

香取市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例第4条の規定により、課税免除の適用を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| 1 対象施設名及び所在地 | 香取商工業株式会社 本社工場
香取市佐原口2127番地 |
| 2 事業種目及び事業計画の概要 | 別紙 事業者の概要のとおり |
| 3 対象固定資産の取得価額 | 50,000,000円 |
| 4 雇用者数 | 30人（設備投資に伴う新規雇用者数 5人） |
| 5 稼働開始年月日 | 令和5年10月1日 |

添付書類 対象となる固定資産の明細と金額を合わせてください。

- 6 建物及び敷地の面積並びにその概要 別紙 事業者の概要のとおり

7 添付書類

別に示す様式を添付

- (1) 事業者の概要
- (2) 対象となる固定資産の明細
- (3) 取得価額を証する書類の写し
- (4) 家屋平面図及び償却資産の配置図
- (5) 納税証明書等（市税等の未納がないことを証明するもの）
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

香取市税務課で取得できる「未納のないことの証明書」を添付

事業者の概要

1 事業者の名称及び所在地

- (1) 名称 香取商工業株式会社
 (2) 所在地 香取市佐原口2127番地
 (3) 本社所在地 香取市佐原口2127番地

2 事象種目

- (1) 事業者の業種 製造業
 (2) 新增設に伴う主要品目等 マシニングセンターの増設

3 経営の状況（(2)以下は香取市内の工場についてのみご記入ください）

- (1) 資本金 100,000,000円
 (2) 操業年月日 平成15年4月1日
 (3) 敷地面積 20,000㎡
 (4) 建物延べ床面積 6,000㎡
 (5) 従業員の推移

年	従業員数			うち香取市民数		
	男	女	計	男	女	計
R4.1.1	22	3	25	20	1	21
R5.1.1	25	5	30	23	3	26

(6) 売上額等の推移

年	主な製品・商品・サービス等	金額
R4.1.1	金型等の金属製品	200,000,000円
R5.1.1	金型等の金属製品	220,000,000円

4 主要製造品・商品・サービス等の説明

品名等	説明	主要納入先
金型	プラスチック用金型	香取化工（株）
金型	金属用金型	香取化工（株）

5 作業工程（事業フロー）

- (1) 打合せ・設計 ⇒ (2) 加工段取り ⇒ (3) 機械加工
 (4) 測定 ⇒ (5) 仕上げ加工 ⇒ (6) 測定
 (7) 出荷 ⇒ (8) ⇒ (9)

6 対象固定資産の説明

見取図番号	固定資産名	工程の番号	説明
1	マシニングセンター	(2)	金属加工用機械
2	特注制御盤	(2)	マシニングセンター用部品
3			
4			
5			

※説明欄には、当該設備等が「何に」「どのような目的」で使用されるものなのか等、可能な限り詳しく記載してください。

7 拡充に関する説明

マシニングセンターの増設により、生産能力と品質向上を図った。

償却資産明細書

No.

種類	名 称	数量	取 得 年月日	取得価格	耐用 年数	特別償却の 有 無
1	マシニング センター	1	R5.10.1	40,000,000	7	○有・無
2	特注制御盤	1	R5.10.1	10,000,000	7	○有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
計	2件			50,000,000		

備 考